

---

---

監 査 委 員 公 表

---

---

那 監 公 表 第 7 号  
令 和 8 年 2 月 16 日

那 霸 市 監 査 委 員	新 垣 淑 博
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	比 嘉 啓 登

令 和 7 年 度 前 期 定 期 監 査 の 結 果 に 伴 う 措 置 状 況 に つ い て ( 公 表 )

令 和 7 年 度 前 期 定 期 監 査 の 結 果 に 基 つ き 、 又 は 当 該 監 査 の 結 果 を 参 考 と し て 講 じ た 措 置 に つ い て 、 那 霸 市 長 及 び 那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 か ら 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 199 条 第 14 項 後 段 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 公 表 し ま す 。

# 令和7年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について

## (1) 共通の指摘事項等

### ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（指摘事項）

次の(ア)～(ウ)の支払いのため受領した前渡金については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっていた。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、用務が終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分）（なはまち振興課）

(イ) 償還金（なはまち振興課）

(ウ) はたちの記念事業 報償費支払（地域自主開催はたちの記念式典運営謝礼）（生涯学習課）

### □ 指摘事項に関する措置

(ア) 公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分）（なはまち振興課）

(イ) 償還金（なはまち振興課）

事務処理手順の再確認及びその周知を行い、会計規則などの関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。また、職員研修の機会を活用し、関係規則の知識習得の強化を図ります。

(ウ) はたちの記念事業 報償費支払（地域自主開催はたちの記念式典運営謝礼）（生涯学習課）

資金前渡における精算事務に関して、会計規則に定める期限内に精算を確実にを行うよう、課内周知を図りました。今後は財務会計システムの「資金前渡・概算払整理簿」や「未精算一覧表」を定期的に確認し、精算漏れがないようにチェック体制を強化し、関係規則を十分に確認しながら適正な事務処理に努めてまいります。

### イ 予定価格の決定漏れについて（指摘事項）

次の(ア)及び(イ)の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるものであるが、当該契約においては、予定価格の決定がなされていない。

那覇市契約規則第22条第1項は、「随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならない。」と規定している。

予定価格の決定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 令和6年度なはまぐるPR情報発信業務委託契約（商工農水課）

(イ) 公用車（きら星号）駐車場の契約（3台）（教育相談課）

□ 指摘事項に関する措置

(ア) 令和6年度なはまぐるPR情報発信業務委託契約（商工農水課）

今回の指摘事項について、同様の事例が生じないよう関係規則の確認を課内で周知徹底いたしました。今後は、適切な事務処理を行ってまいります。

(イ) 公用車（きら星号）駐車場の契約（3台）（教育相談課）

課内で事務処理についての再確認を行いました。今後の予定価格の決定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 各部署の指摘事項等

【経済観光部】

○ 商工農水課

ア 企画提案による随意契約について（要望事項）

令和6年度なはまぐるPR情報発信業務委託契約（テレビ番組放映の委託契約）は、3者より企画提案書を徴し、価格以外の要素を比較検証した結果、要件を満たす事業者は1者とみなし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を締結している。

自治体における契約は競争入札が原則であるが、契約内容の特殊性を鑑み、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として例外的に随意契約を適用することができる。その場合には、公平性が認められる条件の下で、競争性、経済性、合理性等を客観的・総合的に判断したことを明確にするためにも、企画提案による随意契約に当たっては、プロポーザル方式等による方法の検討が望ましい。

随意契約に当たっては、「那覇市随意契約ガイドライン」（令和6年4月：総務部法制契約課）等を踏まえ、当該契約の内容に照らし、より適切な手続きを行うよう努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今回の指摘事項について、同様の事例が生じないよう課内で周知徹底いたしました。また、事務改善の為、今年度はプロポーザル方式にて事業者選定を実施しました。今後も適切な事務処理を行ってまいります。

イ 業務委託契約における遡及押印について（指摘事項）

次の(ア)～(イ)の契約は、契約事務の遅れ等により契約の始期までに契約を締結することができず、契約締結日を遡って押印している契約があった。

地方自治法第 234 条第 5 項によれば、地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされており、契約締結日までの間は、受託者に対し履行の請求ができないにもかかわらず、受託者は業務を実施している。更には、遡った日付を契約締結日として押印することは、那覇市文書取扱規程第 4 条の「文書は、正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に行われるように処理し、及び管理しなければならない。」と定めており、当該規程にも反し、不適正な事務処理であると言わざるを得ない。

契約の締結に当たっては、客観的に真にやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立されるよう行われたい。

(ア) なはまぐる等水産物消費活性化事業

(イ) 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画策定業務

(ウ) 誘致活動サポート業務委託

(エ) 那覇市の未来担い手育成に向けたキャリア教育支援事業業務委託  
(変更契約含む)

(オ) 令和 6 年度那覇市キッズ職業体験イベント事業業務委託

(カ) 那覇市進出可能性産業調査事業委託業務

(キ) 那覇市産業 DX 促進支援事業業務委託

(ク) 令和 6 年度那覇市リスキリング推進支援事業業務委託

(ケ) 令和 6 年度なはし外国人雇用促進支援事業業務委託

(コ) 令和 6 年度なはし社会地域課題解決型企业支援事業業務委託

(サ) 那覇市プレミアム付商品券事業委託業務 (変更契約含む)

#### □ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項について、同様の事例が生じないよう課内で周知徹底いたしました。今年度は、契約の始期までに契約することを徹底しており、今後、同様な事態が生じないよう努めてまいります。

#### ウ 年度開始前の契約について (指摘事項)

タブレット端末セキュリティシステムの利用契約は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの利用期間とし、年度開始前の令和 6 年 3 月 19 日に、当該契約を契約の準備行為と誤認して、契約を締結している。

契約の締結は、支出の原因となる行為であり、予算執行の第一段階を意味するものであることから、地方自治法第 208 条第 2 項の会計年度独立の原則 (単年度予算主義) に従い、令和 6 年 4 月 1 日に契約を締結すべきであった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

同様のことが起きないように課内で周知を図り、今後は適切な事務処理を行ってまいります。

## ○ なはまち振興課

### ア 調定額の算定誤りについて（指摘事項）

公設市場事業者に請求している公設市場光熱水費実費徴収金について、令和5年7月から令和6年11月までに請求した同徴収金の算定に当たって、電気使用料に係る実費徴収金の電力量料金単価を誤って適用したため、同徴収金の追徴及び還付が発生している。

地方自治法施行令第154条第1項は、歳入の調定について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうか調査してこれをしなければならない旨定めている。

調定額の算定に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

同様な事例が生じないよう課内において注意喚起を図るとともに、公設市場光熱水費実費徴収金の算定を複数の職員で確認できるようにし、関係法令を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。また、システム等によるチェック機能追加の可能性についても調査してまいります。

### イ 歳入調定遅れについて（指摘事項）

公設市場使用料（滞納繰越分）の歳入事務については、調定をしなければならない日から7カ月以上遅れての調定となっていた。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

このことについては、令和5年度前期定期監査においても注意事項として指摘しているが、改善されていない。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

事務処理手順の再確認及びその周知等を行うとともに、グループ内のチェック体制を強化し、関係規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

### ウ 歳入調定（事後調定）遅れについて（指摘事項）

公設市場使用料に係る督促手数料及び延滞金9月分については、同月に収納された歳入を一括して調定をするべきところ、失念により3カ月以上遅れての調定となっていた。

那覇市会計規則第20条第2項は、その性質上収納前に調定をすることができないものについては、当該歳入が収納された後、速やかに調定をしなければならない旨定めている。

このことについては、令和5年度前期定期監査においても注意事項として指摘しているが、改善されていない。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

当該指摘事項については、会計規則を遵守した適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底を図ったほか、再発防止として、督促手数料及び延滞金収納の有無の定期確認を日常業務で使用する業務管理スケジュールに登録するなど処理漏れが生じないように管理し、適正な事務処理に努めてまいります。

### ○ 観光課

#### ア 契約期間を遡及させる契約について（指摘事項）

第2次那覇市観光基本計画策定支援業務委託については、契約事務の遅れ等により契約の始期である4月1日までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日（5月21日）の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設け、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立されるよう行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

関係法令等を遵守し、契約事務の遅れ等による追認条項を設けることがないように、適切に業務を実施してまいります。

### 【生涯学習部】

### ○ 市民スポーツ課

#### ア 歳入予算の補正について（指摘事項）

指定管理経費余剰額は、令和6年5月下旬に3,933,339円と確定しているが、補正予算に計上されていなかった。

那覇市予算決算規則第10条第1項は、「部長は、予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳入補正予算見積書及び歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない。」と定めている。

補正可能な期間において、既に収入が予算額を超過しているものやそ

の見込み額が明らかな場合は、補正予算において適正に事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項を踏まえ、同様の事態が生じないよう歳入が当初予算を超過しているものやその見込み額が明らかな場合には、補正予算に計上することを当課全職員に対し周知するとともに、収入事務がある事業においては業務マニュアルへの追記を行うことで関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

### 【学校教育部】

#### ○ 学校教育課

##### ア 資金前渡における精算報告書の提出遅れについて（指摘事項）

特別支援教育充実事業（小・中学校）のうち 29 件は、旅費の支払いのため受領した前渡金について、期限内に精算が行われたものの、精算報告書の会計管理者への提出が失念等により遅れていた。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 2 号は、前渡金を受けた日から起算して 10 日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算し、精算報告書を会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

事務処理マニュアルを整備し、これまで 1 名で対応していた業務を担当職員 2 名体制に変更いたしました。また、精算処理完了後は速やかに出納室への報告を行い、財務会計システム上で提出状況を確認するダブルチェックを実施しながら、関係規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

##### イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項）

中学校費補助金のうち 2 件は、調定決定調書兼通知書を作成したものの、失念により遅れて会計管理者へ通知していた。

令和 7 年 1 月 1 日より前に適用されていた改正前の那覇市会計規則第 21 条第 1 項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めていた。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

今回の注意事項について、課内で事例共有及び注意喚起を行いました。引き続き、関係規則を遵守し適切な事務処理に努めてまいります。

なお、現在は規則改正により、調定決定調書兼通知書の出納室への提出が不要となったため、今後、同様の提出遅れは発生しない状況となっております。

## ○ 教育相談課

### ア 随意契約に係る適用条項等について（指摘事項）

公用車（あけもどろ号外）の駐車場契約は、契約金額が908,160円にもかかわらず、那覇市契約規則第20条第3号を適用し随意契約をしているうえ、予定価格の決定もされていない。

同規則第20条第3号は、随意契約によることができる場合の物件の借入れの限度額については40万円とする旨定められている。また、同規則第22条は、随意契約によろうとする場合、予定価格を定めなければならない旨規定している。

随意契約に当たっては、関係規則を遵守し、適正に行われたい。

### □ 指摘事項に関する措置

課内で事務処理についての再確認を行いました。今後の随意契約に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

## ○ 学務課

### ア 財務書類の適切な管理等について（指摘事項）

小学校管理運営費の学校割当予算分は、支払完了後に各学校にて当該財務書類を保管するものであるが、識名小学校タクシー使用料の書類1件が紛失していた。

那覇市立学校文書取扱規程第23条では、文書を常に整然と分類して整理し、保管することが、また同規程第24条では、文書はフォルダーに入れてキャビネットの所定の位置に収納することを定めている。

このことについては、令和5年度前期定期監査においても注意事項として指摘しているが、同様な問題が発生し、改善が十分とはいえない。

財務書類の管理等に当たっては、関係規程を遵守し、適正な整理及び保管等を行われたい。

### □ 指摘事項に関する措置

財務書類の適切な管理については、各小中学校長宛に文書を作成し、周知を図ります。

また、これまで学校へ財務処理書類を送付する際には、事務連絡封筒などに封入せずにメールカーで直接送付していましたが、今後は「学校名を確認して保管する」旨を記載したクリアフォルダに入れて送付することで誤送付の予防に努めてまいります。

さらに、年度末には、当該年度に作成した財務書類の件名一覧を出力し、学校において財務書類と照合することで、全ての書類が揃って

いることを確認してまいります。

## ○ 学校給食課（学校給食センター）

### ア 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約について（指摘事項）

「首里・小禄・真和志・銘苅・神原・上間・高良学校給食センター食器類リース契約」（以下「リース契約」という。）は、仕様書において「既存食器の処分費用を含む」としており、これにより本市が所有する既存食器の廃棄は、リース契約の納品業者において産業廃棄物処理施設へ運搬され処分が行われている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項は、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処分しなければならない旨、同法第12条第5項は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、同法第14条第12項に規定する収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない旨定めている。さらに、同法施行令第6条の2第4項は、産業廃棄物の運搬、処分に係る委託契約は書面により行う旨定めている。

不要となった当該既存食器は、産業廃棄物に該当することから、その運搬及び処分については、本市を排出事業者として、産業廃棄物処理業の許可を有する収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ書面による委託契約をしなければならない。

産業廃棄物の運搬及び処分については関係法令等を遵守し、適正に行われたい。

### □ 指摘事項に関する措置

今後、既存食器などの廃棄については、本市を産業廃棄物の排出事業者として、産業廃棄物処理業の許可を有する収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ書面による委託契約を締結し、適正な契約事務を執行してまいります。

また、産業廃棄物の運搬及び処分については関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。